

子ども・子育て支援金の保険料について

子ども・子育て支援金制度は、子ども・子育て支援法に基づき、2026年度から段階的に導入される少子化対策のための新しい財源制度です。

健康保険と同じ標準報酬等を基礎として算定されますが、健康保険料とは別にご負担いただき、児童手当の拡充、妊婦のための支援給付、出生後の休業支援給付などに充てられ、社会全体で子育てを支える仕組みを構築するためのものです。

記

1. 支援金率（保険料率）

国が一律の料率を示し、被保険者と事業主が原則折半で負担

2026年度 0.23% 被保険者 0.115% 事業主 0.115%

任意継続被保険者及び特例退職者被保険者の方は事業主負担がないため0.23%となります。

2028年度 0.4% 現時点では、2029年度以降も0.4%で推移し、医療・介護保険のように高齢化に伴い自動的に上昇していく仕組みとはされていません。

2. 保険料額

給与や賞与にかかる標準報酬月額及び標準賞与額に支援金率を乗じて算出

・任意継続被保険者 退職時の標準報酬月額に支援金率を乗じて算出

・特例退職者被保険者 $280,000 \times 0.23\% = 644$ 円/月（2026年度の場合）

3. 産休期間中や育休期間中

健康保険料や厚生年金保険料と同様に免除されます。

4. 海外赴任中

健康保険料や厚生年金保険料と同様に負担していただきます。

5. 実施時期

在職者の方：2026年4月分保険料より（5月の給与取立）

退職者の方： 〃 〃 より（4月10日納付期限）

6. 備考：支援金の使途（参考）

- ・児童手当の拡充 ⇒ 所得制限撤廃、支給対象を高校生年代まで拡大
- ・妊婦のための支援給付 ⇒ 妊娠・出産時に合計10万円給付
- ・出生後の休業支援給付 ⇒ 両親が育休取得時に手取り10割相当給付
- ・育児時短就業給付 ⇒ 育児中に時短勤務する場合に時短勤務時の賃金の10%支給
- ・こども誰でも通園制度 ⇒ 保育所に通っていないこどもの保護者が月10時間利用可能
- ・育児期間中の国民年金保険料免除 ⇒ フリーランスの育児期間中の国民年金保険料免除

以 上